

市長メッセージ

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づき緊急事態措置を実施すべき区域から、兵庫県を含む6府県が除外されました。

本市においても、これまでの市民・事業者のみなさまのご協力により、新規感染者数が減少傾向にあるほか、医療提供体制も徐々に改善してきています。

一方、兵庫県内でも継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、年度末及び年度初めの恒例行事での会食等を通じた感染再拡大（リバウンド）を防ぐために、今後も、感染拡大防止の取り組みを継続していく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の対応を講じてまいります。

引き続き、市民のみなさまにおかれましては、感染防止対策の徹底をお願いします。

一、「感染リスクの高い場所を避ける」、「マスクの着用、手洗いの励行」、「大人数での会食は控え、少人数での食事でも会話を控え、距

離を取る」などの取組みを、引き続き実施いただくよう、ご協力をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えるための情報発信を行います。

一、ワクチン接種について、連携本部の下、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に進めていくよう取り組みます。

一、高齢者施設等における感染拡大を阻止するため、引き続き施設の職員等へ計画的に検査を実施します。

一、年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うよう、ご協力をお願いします。

一、営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受け、厳しい経営状況にある市内事業者を幅広く支援するため、各種支援事業を順次進めます。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、引き続

き、国及び県の定める対処方針に沿った対応を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制の活用により接触機会の低減を図ります。事業者のみなさまにおかれましても、国及び県の方針に基づき、在宅勤務や時差出勤等の出勤削減の取り組みの継続をお願いします。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

感染の再拡大を防ぐためにも、市民のみなさまお一人おひとりが感染拡大防止の取り組みを継続いただきますよう、お願いいたします。

令和3年3月1日

神戸市長 久元 喜造